

長期使用製品安全点検・表示制度の創設

～製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止～

長期使用製品安全点検・表示制度の概要

平成21年4月1日から施行

長期使用製品安全点検制度 (消費生活用製品安全法(消安法)の改正)

1

長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い以下の9品目について、点検制度が設けられました。

9品目の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)、関連事業者、消費者等(所有者)それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止するための制度です。

<点検制度の対象製品>

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)

屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用、LPガス用)

石油給湯機

石油ふろがま

密閉燃焼(F F)式石油温風暖房機

ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

計9品目

平成21年4月1日から施行

長期使用製品安全表示制度 (電気用品安全法の技術基準省令の改正)

10

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。

点検を実施するほどではないものの、長期に亘り使用されるため、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

<表示制度の対象製品>

扇風機

エアコン

換気扇

洗濯機(洗濯乾燥機を除く)

ブラウン管テレビ

計5品目

長期使用製品安全点検制度における対象者とその義務と責務

特定製造事業者等 ※

2

【対象者】

- ・特定保守製品の製造事業者
※OEM製造の場合は、基本的にブランド事業者が該当します。 →OEMガイドライン参照 11
- ・特定保守製品の輸入事業者

【義務】

- (1)経済産業局長への事業の届出義務
- (2)設計標準使用期間及び点検期間の設定義務
- (3)製品への表示義務
- (4)製品への書面及び所有者票の添付義務
- (5)製品の所有者情報の管理義務
- (6)点検通知義務及び点検実施義務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

- (7)点検等の保守サポート体制の整備義務

施行日以前の既販品も対象

特定保守製品取引事業者 ※

6

【対象者】

- ・特定保守製品の販売事業者
 - ・不動産販売事業者
 - ・建物建築請負事業者
- 等

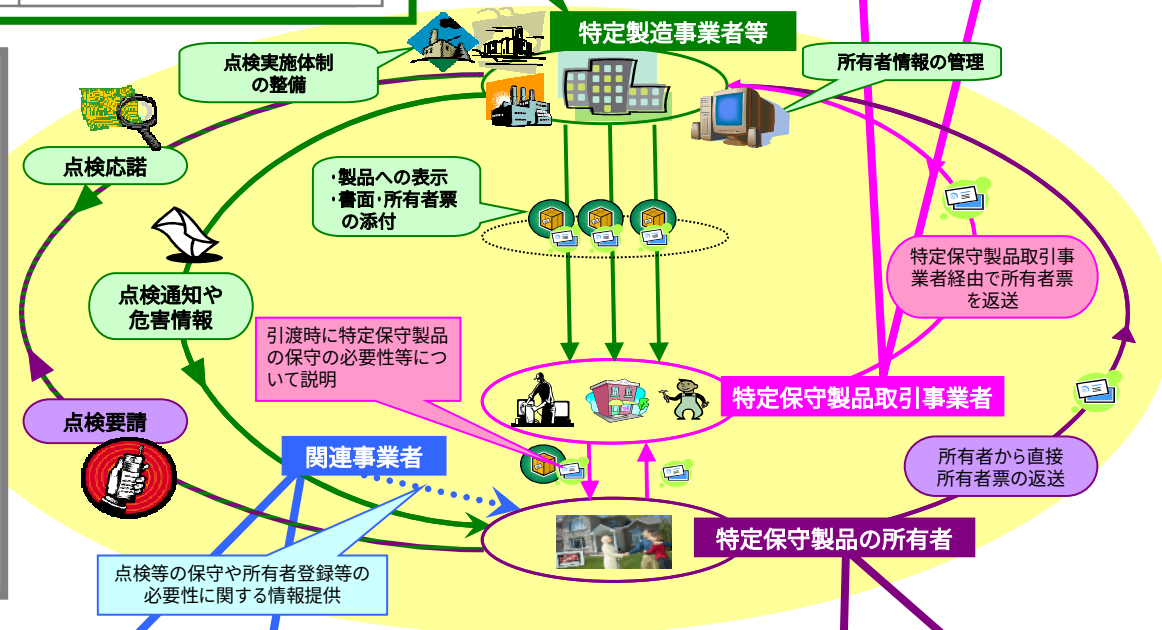
【義務・責務】

- (1)所有者への引渡時の説明義務
- (2)所有者に対する、特定製造事業者等への所有者情報の提供の協力責務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

※ 特定保守製品に限らず、消費生活用製品の経年劣化による危害の発生防止に資する情報を収集し、一般消費者に提供することが製造、輸入又は小売販売の事業者に求められます。

10



関連事業者

9

【対象者】

- ・特定保守製品の取引を仲介する事業者(不動産取引仲介事業者等)
 - ・修理・設置事業者
 - ・ガス・電気・石油供給事業者
- 等

【責務】

- (1)所有者への情報提供の責務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

所有者

7

【対象者】

- ・特定保守製品を所有する消費者等
- ・特定保守製品の賃貸業者(家屋賃貸人等)

【責務】

- (1)特定製造事業者等への所有者情報の提供の責務
- (2)特定保守製品の点検等の保守の責務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

特定製造事業者等

特定製造事業者等の義務と責務①

特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者(特定製造事業者等)は、製品の技術情報を持ちうる者であることから、製品の所有者に対して点検等の保守に関する情報を提供し、所有者の保守に関する取組をサポートするための役割を担います。

【(1) 経済産業局長への事業の届出義務】

違反→直罰

- ・ 法施行日(平成21年4月1日)から**30日以内**、又は事業開始日から**30日以内**に届出して下さい。
- ・ 本店又は主たる事務所の所在地を管轄する**経済産業局長に提出**して下さい。

【(2) 設計標準使用期間及び点検期間の設定義務】

違反→命令→罰則・併科あり

- ・ 標準的な使用条件※(下表参照)の下で使用した場合に経年劣化により安全上支障がなく使用することを科学的に確認又は判断された期間として設計標準使用期間を設定し、それに基づき点検期間を設定(下図参照)して下さい。

※設計標準使用期間の設定に当たっては、できる限り統一した考え方で設定されることが望まれることから、それぞれの**特定保守製品の標準的な使用条件について、JISが制定**されました。

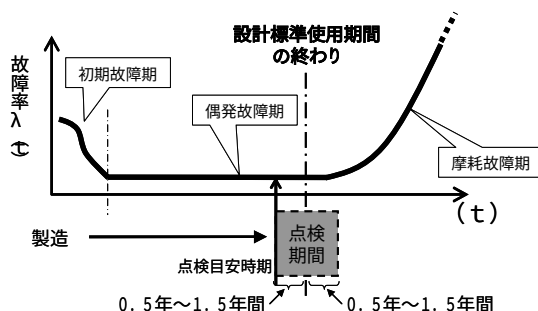


表 標準的な使用条件(例)

項目	条件
1. 家族構成	4人世帯
2. 使用環境	—
・ 温度/湿度	20℃/65%
・ 季節	中間期(春、秋)
...	...
3. 使用条件	—
・ 電源電圧/周波数	100V/200V / 50Hz/60Hz
・ 使用温度	40℃
・ 1日使用量	456リットル
・ 用途	洗面、台所、湯張り、シャワー
...	...
4. 使用頻度	—
・ 1日使用時間	8時間
・ 1年使用日数	365日
...	...

注 意

- 「点検」とは？・・・点検基準の適合性を確認するものであり、**整備(修理を含む。)**までは含まれません。
- 「設計標準使用期間」とは？・・・**無償の保証期間とは異なる**ものです。

【(3) 製品への表示義務】

違反→命令→罰則・併科あり

- ・ 製品の見やすい箇所に読みやすい記載で簡単にはがれないように下図のような表示をして下さい。

製品本体の表示のイメージ

特定保守製品
1. 特定製造事業者等名 株式会社ABC 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX-XXXXXX
4. 設計標準使用期間 △△年
5. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月
6. 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX

遠隔操作装置の表示のイメージ

特定保守製品
1. 特定製造事業者等 株式会社ABC
2. 設計標準使用期間 △△年
3. 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX
※製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載

製品本体が天井や屋外に設置されるなど、表示が所有者等に見えにくくなる場合は、製品本体とともに遠隔操作装置等にも表示する。

特定製造事業者等の義務と責務②

【(4)製品への書面及び所有者票の添付義務】

違反→命令→罰則・併科あり

- ・設計標準使用期間の算定根拠や、点検を行う事業所の配置、部品の保有期間、日常的な保守の内容、設計標準使用期間よりも早期に安全上支障を生ずるおそれがある場合の注意を記載した書面を製品に添付(若しくは取扱説明書に記載)して下さい。

→消安法ガイドライン参照 ➡ 11

- ・所有者のため所有者や、特定保守製品取引事業者が所有者に代わって、郵送やインターネット等により所有者情報を提供できるように、下図のような所有者票を製品に添付して下さい。

【表】

料金受取人払

郵便はがき

X

X

X

X

X

X

X

(受取人)

X X 局私書箱 X X 号

株式会社 A B C

お客様カード登録係 行



ミシヨ

■お客様へ(法定説明事項)

お買上頂きました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活
安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品
は、消安法上、次のことが求められています。

- ・この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の
所有者は、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求
めています。
- ・この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製
造・輸入事業者にも所有者登録することが求められています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の製造・輸入
業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになってい
ます。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登
が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速
かに連絡をお願い致します。
- ・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くこと
により、所有者情報の提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返
代行するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者にも所有者情報を速
かに提供することについて協力することになっています。

特定保守製品

- 製品名 XX-XXXXXX
株式会社ABC
- 特定製造事業者等名 ○○県○○市○○区○○町**
- 製造年月 20XX年XX月
- 製造番号 XXXX-XXXXXX
- 設計標準使用期間 △△年
- 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月



■販売事業者(特定保守製品取引事業者)様へ

販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目
を説明する義務があります。

販売事業者は、所有者登録のためお客様(所有者)から所有者情報
の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法などによ
ってこの製品の製造・輸入事業者に速やかに提供して下さい。

販売事業者(特定保守製品取引事業者) 記入欄

販売事業者:

説明年月日: 20□□年□□月□□日

販売事業者(特定保守製品取引事業者) 記入欄

販売事業者:

説明年月日: 20□□年□□月□□日

所有者票は、容易に判別できるように添付して下さい！

- ・用紙又はそれを入れた袋等の色は、製品の包装や、その他の添付書類と比べて、目立つものにすること。
- ・所有者票又はそれを入れた袋等を、製品の包装（ない場合は本体）に添付すること。

切り取って返送用の葉書に
なるようにすること。

この所有者票はお客様の控えとなります。
取扱説明書とともに大切に保管して下さい。

所有者票 (返信用)

お客様控え所有権取得

■所有者登録の方法
所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。

・所有者票 (返信がき) での登録
所有者票に所定事項をご記入のうえ、シシ目で切り取って返信して下さい。
インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。

・インターネットでの登録 (各社任意事項)
<http://www.abc.co.jp/user/>へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。

・携帯電話での登録 (各社任意事項)
右のQRコードもしくは<http://www.abc.co.jp/user/>で携帯電話にてアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。



株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。
受付時間は平日9:00~17:00です。

■所有者登録頂いた情報は消滅法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。

■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。
株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX
株式会社ABCホームページ <http://www.abc.co.jp/>

- 製品名 XX-XXXXXX
- 特定製造事業者等名 株式会社ABC
- 製造年月 20XX年XX月
- 製造番号 XXXX-XXXXXX
- 設計標準使用期間 △△年
- 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月
- 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX



お客様記入欄

- *国庫所有品法で定められる記入必須項目です。
- *物件管理会社へ法定点検通知を送付ご希望の場合は②も記入下さい。
- *お客様記入欄には「個人情報保護シート」を貼付してください。

① 特定保守製品所有者情報			
フリガナ			
※お名前			
〒□□□-□□□□ □□市□□区□□		都道府県	
左記住所		部屋番号	号室
電話番号 FAX番号			
※法定点検等通知方法			
☐ 郵送による通知のみ希望 ☐ E-mailによる通知のみ希望 ☐ E-mailアドレス: _____ @_____		☐ 郵送と両方希望 (各社任意事項)	
本欄に製品ご使用の住所をご記入下さい。 ☐ 上記住所と同じ場合は記入不要です。この場合は左記 ☐ にチェックを入れて下さい。			
※製品の所在地			
〒□□□-□□□□ □□市□□区□□		都道府県	
左記場所		部屋番号	号室

次の②にご記入いただいた場合、点検通知はこちらのご住所に送付いたします。

② 物件管理会社情報			
法人名称			
〒□□□-□□□□ □□市□□区□□		都道府県	
所在地		建物名称	
電話番号		FAX番号	

表面(お客様控え所有者票)の「お客様(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? ☐ にチェックを入れて下さい。

☐ はい ☐ いいえ

保護シール同封し、
貼って返送してもらう。

図 所有者票の例

特定製造事業者等

特定製造事業者等の義務と責務③

【(5) 製品の所有者情報の管理義務】

違反→命令→罰則・併科あり

- ・利用目的を事前公表して下さい。
- ・利用目的は、点検通知と保守に資する事項以外は定められず、目的外の利用は禁止です。
- ・所有者名簿を作成し、保管して下さい。
- ・所有者情報の漏えい又はき損の防止等の安全管理を適切に行って下さい。

→個人情報取扱いガイドライン参照 ■ 11

注 意

- 個人情報保護法と重なり合う部分は消安法が適用され、重なり合いがない部分は個人情報保護法が適用されます。

【(6) 点検等の保守サポート体制の整備義務】

違反→勧告・公表→命令→罰則・併科あり

特定保守製造事業者等は、以下の事項に関する判断基準を勘案して、適切な点検等の保守のために必要な体制を整備しなければなりません。

＜判断基準の項目＞

→消安法ガイドライン参照 ■ 11

- ①点検を行う事業所の配置
- ②点検料金の設定
※ 点検料金の設定は、点検を能率的に行った場合における適正な原価を著しく超えないように定めることが必要です。
- ③点検料金の公表・告知
- ④点検に必要な手引きの作成・管理
※ 管理は、第三者機関(登録検査機関等)に保管を依頼して下さい。
- ⑤整備に要する部品の保有
- ⑥部品の保有状況に関する情報提供
- ⑦点検期間にあるものについての情報提供
- ⑧技術的講習の実施
- ⑨点検結果の記録
- ⑩点検結果の伝達

法施行日前に製造・輸入
された既販品も対象

【(7) 点検通知義務及び点検実施義務①】

違反→命令→罰則・併科あり

- ・点検期間開始前(6月間内)に所有者名簿に登録されている所有者に、郵送や電子メール等により点検通知をしなければなりません。

＜点検通知事項＞

- ①特定保守製品につき点検を行うことが必要であること。
- ②当該通知が消安法に基づく通知であること。
- ③所有者は点検期間に点検を行うことが消安法上求められていること。
- ④点検を求める場合の連絡先
- ⑤点検料金の内訳及び金額の目安

特定製造事業者等の義務と責務④

【(7)点検通知義務及び点検実施義務②(下図参照)】

違反→命令→罰則・併科あり

- ・特定保守製品について、点検期間中に点検の実施を求められた場合は、点検基準※に従い点検(有料)を実施しなければなりません。

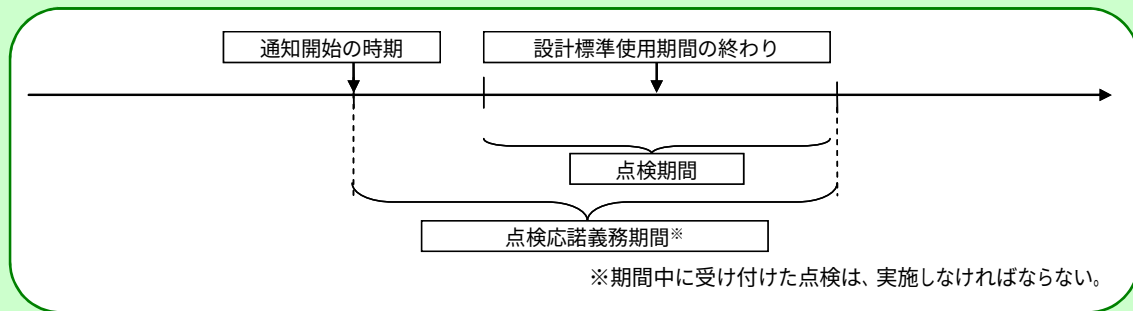


図 点検に係る時期の考え方

【※点検基準とは】

→消安法ガイドライン参照 ➡ 11

- 「経済産業省関係特定保守製品に関する省令」に定められており、特定保守製品の区分毎に点検項目、点検内容が定められています。
- 点検を行いましたら、右図のような書面を交付して点検結果を点検を求めた者に伝達して下さい。
- 点検の結果、不適合となった場合、整備(修理を含む。)をして使用を継続するかどうかは点検を求めた者の判断となりますが、可能な限り選択肢を伝達して下さい。

※お客様用		浴室用電気乾燥機 点検結果 明細表 (特定保守製品)		No. _____	
お名前 _____		点検日 平成____年 ____月 ____日			
ご住所 〒 _____					
型名 _____		製造番号 _____		電話番号 _____	
設計標準使用期間 年		製造年月 年 月			
法定点検期間 年 月 ～ 年 月					

判定	○：適合しています。	△：回復容易な不適合がありました。処置しました。(床、壁など)
	×：不適合内容がありました。総合判定欄をご覧ください。	ー：今回の点検には該当しません。

判定	チェック項目	判定	コメント
設置状況	① 機器固定金具の異常		
本体外部	② 製品取付ねじの緩み		
本体内部	① 熱による異常	着色変形 变色 破損	
ヒータ部	① 埃の堆積		
モーター部	② 異物の混入		
電源接続部及び配線	① ヒーターの接続部の異常	変形 变色	
内部配線	① モーターの接続部の異常	変形 变色	
点検前	② モーターの異常	回転異常	
点検後	③ 接続コネクタの異常		
動作試験	① 着しい变色		
絶縁抵抗	② 配線の結束部の外れ		
	③ 配線の被覆の損傷		
	④ 接地不良		
	⑤ 接地電圧		
	⑥ 接地抵抗		
	⑦ 接地電流		
	⑧ 接地電位		
	⑨ 接地電阻		
	⑩ 接地電圧		
	⑪ 接地電流		
	⑫ 接地電位		
	⑬ 接地電阻		
	⑭ 接地電圧		
	⑮ 接地電流		
	⑯ 接地電位		
	⑰ 接地電阻		
	⑱ 接地電圧		
	⑲ 接地電流		
	⑳ 接地電位		
	㉑ 接地電阻		
	㉒ 接地電圧		
	㉓ 接地電流		
	㉔ 接地電位		
	㉕ 接地電阻		
	㉖ 接地電圧		
	㉗ 接地電流		
	㉘ 接地電位		
	㉙ 接地電阻		
	㉚ 接地電圧		
	㉛ 接地電流		
	㉜ 接地電位		
	㉝ 接地電阻		
	㉞ 接地電圧		
	㉟ 接地電流		
	㊱ 接地電位		
	㊲ 接地電阻		
	㊳ 接地電圧		
	㊴ 接地電流		
	㊵ 接地電位		
	㊶ 接地電阻		
	㊷ 接地電圧		
	㊸ 接地電流		
	㊹ 接地電位		
	㊺ 接地電阻		
	㊻ 接地電圧		
	㊼ 接地電流		
	㊽ 接地電位		
	㊾ 接地電阻		
	㊿ 接地電圧		
	Ⓚ 接地電流		
	Ⓛ 接地電位		
	Ⓜ 接地電阻		
	Ⓨ 接地電圧		
	Ⓩ 接地電流		
	ⓐ 接地電位		
	ⓑ 接地電阻		
	ⓒ 接地電圧		
	ⓓ 接地電流		
	ⓔ 接地電位		
	ⓕ 接地電阻		
	ⓖ 接地電圧		
	ⓗ 接地電流		
	ⓘ 接地電位		
	ⓙ 接地電阻		
	ⓚ 接地電圧		
	ⓛ 接地電流		
	ⓜ 接地電位		
	ⓝ 接地電阻		
	ⓞ 接地電圧		
	ⓟ 接地電流		
	ⓠ 接地電位		

図 浴室用電気乾燥機における点検の結果の交付書面の例

販売事業者、不動産販売事業者及び建物建築請負事業者等(特定保守製品取引事業者)※は、製品の所有者となる取得者の安全に配慮し、点検等の保守や所有者情報の提供(登録・変更)等の必要性を説明し、製品の所有者の制度理解を深めるための役割を担います。

【(1)所有者への引渡時の説明義務】

- ・点検等の保守や所有者情報の提供(登録・変更)等の必要性を製品の取得者に説明しなければなりません。(下図右下段参照)
- ・製品に同梱されている所有者票を取得者に示して、そこに記載されている法定説明事項を説明して下さい。(下図上段参照)
- ・説明の相手は一般消費者に限られません(所有者として家屋賃貸人等の事業者があり得ることを考慮。)
- ・説明すべき時期は、まさに引渡を行うその時でなければならないわけではなく、引渡と時間的に先後することは許されます(ただし、時間的に密接であることは必要。)

【(2)所有者情報の提供の協力責務】

- ・製品の取得者から所有者登録のため、所有者情報の提供を受けた場合には、特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければなりません。
- ・協力は、所有者票に記載の所有者登録の方法(所有者票の送付やウェブ登録等(7 図参照))の代行等によって行って下さい。

・販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。

・販売事業者は、所有者登録のためお客様（所有者）から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法などによってこの製品の製造・輸入事業者に速やかに提供して下さい。

図 特定保守製品取引事業者が実施すべき事項及び製品取得者に対する説明事項(例)

所有者

所有者(消費者、家屋賃貸人等)の責務①

特定保守製品の所有者は、製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)に対して、所有者情報を提供(登録・変更)する責務を負います。また、製品の所有者は、製品事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、点検等の保守に努めるものとし、特に、製品の賃貸業者(家屋賃貸人等)は賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから特にその保守が求められます。

【(1)特定製造事業者等への所有者情報の提供の責務】

行政処分を伴わない

- ・製品の所有者は、所有者登録のため、製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入し、返信用葉書部分を切り取り、投函するか、購入元の販売事業者等に渡して代行してもらうか(〔6〕(2)参照。)、製品や所有者票に表示されている問合せ連絡先に電話すること等(下図中「所有者登録の方法」参照)によって特定製造事業者等に対して、所有者情報を提供する責務を負います。その際に、所有者票のお客様控えについては大切に保管して下さい。
- ・具体的な所有者情報の内容は、下図の記載項目を参考にして下さい。
- ・引っ越しで製品の所在場所が変わった場合や、中古不動産の売却で製品の所有者が替わった場合など、所有者情報に変更が生じた時も、特定製造事業者等に対し変更の登録を行って下さい。

この所有者票はお客様の控えとなります。
取扱説明書とともに大切に保管して下さい。

お客様控え所有者票

■所有者登録の方法

所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。

・所有者票(返信はがき)でのご登録

所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。
インターネット、携帯電話、電話から登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。

・インターネットでのご登録(各社任意事項)

http://www.abc.co.jp/user/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。

・携帯電話でのご登録(各社任意事項)

右のQRコードもしくはhttp://www.abc.co.jp/user/で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。

・電話でのご登録(各社任意事項)

株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。
受付時間は平日9:00～17:00です。

■所有者登録頂いた情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。

■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。

株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX
株式会社ABCホームページ http://www.abc.co.jp/

1. 製品名 XX-XXXXXX
2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
3. 製造年月 20XX年XX月
4. 製造番号 XXXX-XXXXXX
5. 設計標準使用期間 △△年
6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月
7. 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX



所有者票(返信用)

お客様記入欄

- ・箇所は消安法で求められる記入必須項目です。
- ・物件管理会社様へ法定点検通知を送付ご希望の場合は②も記入下さい。
- ・お客様記入欄には「個人情報保護シート」を貼付してご返信下さい。

①特定保守製品所有者情報

フリガナ			
※お名前			
※法定点検通知等送付先ご住所	〒□□□-□□□□ 都道府県	市	区郡
	アパート・マンション名	部屋番号	号室
電話番号	—	FAX番号	—
※法定点検等通知方法	☐ 郵送による通知のみ希望 ☐ E-mailによる通知のみ希望 ☐ 郵送と両方希望(各社任意事項) E-mailアドレス: @		
次欄に製品ご使用の住所をご記入下さい。 ☐ 上記住所と同じ場合は記入不要です。この場合は左記 ☐ にチェックを入れて下さい。			
※製品の所在場所	〒□□□-□□□□ 都道府県	市	区郡
	アパート・マンション名	部屋番号	号室

次の②にご記入いただいた場合、点検通知はこちらのご住所に送付いたします。

②物件管理会社情報

法人名称			
所在地	〒□□□-□□□□ 都道府県	市	区郡
建物名称			
電話番号	—	FAX番号	—

表面(お客様控え所有者票)の「お客様へ(法定点検事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? ☐にチェックを入れて下さい。
☐はい ☐いいえ

<所有者票の例>

The example card shows a completed registration form with handwritten details such as '株式会社ABC' (ABC Co., Ltd.), '〒100-0001' (100-0001), and '東京都千代田区千代田' (Chiyoda City, Chiyoda Ward, Chiyoda). It also includes a QR code and a section for the user to indicate if they received an explanation from the sales company.

図 所有者票における所有者情報記載項目(例)

※製品の所有者情報の取扱いについて

→個人情報取扱いガイドライン参照 11

- ・特定製造事業者等や特定保守製品取引事業者は、**消安法や個人情報の保護に関する法律に従い、所有者情報を安全に管理しなければなりません。**
- ・所有者情報は**点検通知や、製品のリコール情報等の保守等に関するお知らせ以外には用いられません。**

所有者(消費者、家屋賃貸人等)の責務②

【(2) 特定保守製品の点検等の保守の責務】

行政処分を伴わない

- ・製品の所有者は製品に表示されている点検期間に点検を受けて下さい。所有者情報の提供(登録・変更)が行われている場合は、特定製造事業者等から点検通知があります。
- ・特に、特定保守製品を賃貸の用に供する事業者(家屋賃貸人等)は、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから特にその保守が求められます。
- ・点検を受けた場合、特定製造事業者等から下図のような書面で点検結果が伝えられます。
- ・点検の結果、不適合となった場合、整備(修理を含む。)をして使用を継続するかどうかは所有者の判断となりますが、詳細は特定製造事業者等に相談して下さい。
- ・法定点検期間終了後も継続して製品をご使用される場合は、こまめに点検を受けて下さい。

お客様用	浴室用電気乾燥機 点検結果 明細表 (特定期間保証製品)	No. _____																	
		点検日 平成 年 月 日																	
お名前 _____		ご住所 〒 _____																	
型名 _____	製造番号 _____	電話番号 _____																	
設計標準使用期間 _____ 年		製造年月 _____ 年 月																	
法定点検期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月																			
判定 ☐ : 適合しています。 ☒ : 不適合内容がありました。総合判定欄をご覧ください。 ☐ : 回復容易な不適合がありました。処置しました。埃、ほみなど ☐ : 今回の点検には該当しません。																			
設置状況	チェック項目	判定	コメント	設置状況	チェック項目	判定	コメント												
本体・外部	① 機器固定用具の異常			電 源 接 続 部 及 び 排 他	■製品に電源電線を有する場合														
	② 製品取付ねじの緩み				① 電源接続部 (製品内部) 変形														
	① 熱による異常	変色 変色 変色 破損			変色														
					破損														
本体・内部	① 埃の堆積				腐食														
	② 異物の混入				埃の堆積														
ヒーター部	① ヒーターの接続部の異常	変形 変色			② 屋内配線との接続部	変形													
モーター部	① モーターの接続部の異常	変形 変色			変色														
	② モーターの異常	回転異常			腐食														
内部配線	① 著しい変色				緩み														
	② 配線の結束部の外れ			埃の堆積															
	③ 配線の被覆の損傷																		
接続部	③ 接続コネクタの異常			■製品に電源電線がない場合															
				① 電源接続部 (遠隔端子) 変形															
点検前	① 動作試験	結果		変色															
				破損															
点検後				腐食															
				埃の堆積															
				・アース線の接続															
				① 動作試験	結果														
				② 絶縁抵抗	結果														
*動作試験は試運転を行い、振動、異常音がないか確認すること。 *絶縁抵抗試験は1MΩ以上であること。																			
総合判定 (今回の点検による所見) ☐ 適合しています。 ☐ 不適合と判定します。 ☐ 整備をすればご使用いただけます。 ・整備をせずにご使用すると、発火・けが等の事故に至るおそれがあります。 ・整備費用については点検者にご相談ください。 ☐ ご使用を中止してください。 <u>判定理由(コメント)</u> _____				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">点検技術料</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>出張料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>駐車料金等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table> お客様へ確認 (サイン)				点検技術料	円	出張料	円	駐車料金等	円	小計	円	消費税	円	合計	円
点検技術料	円																		
出張料	円																		
駐車料金等	円																		
小計	円																		
消費税	円																		
合計	円																		
※不適合の場合、下配サービスステーションまでご連絡ください。																			
社名 サービスステーション _____		電話番号 (サービスステーション) _____		点検者 _____		印 _____													
※ 上記の通り点検いたしました。本表はお客様の手元で、今回お願いした事項をお守りいただき大切に保管ください。 ※ 個人情報のご扱いについて、お客様からお申し出いただいた情報は、今後の製品安全に関するお知らせのために記載内容を活用させていただく場合がございます。 ※ ご了承ください。 ※ この点検は平成21年4月1日に改正施行される消費生活用製品安全法の点検基準に基づき、現時点での状況に関して診断したものです。 ※ 今後、法定点検期間が終了しても継続して本製品をご使用頂く場合は、ごまね点検が必要となります。 ※ 再度、点検を希望される場合には、TEL〇〇-〇〇〇〇にご連絡下さい。その際、整備用部品が無いこともありますので、ご了承下さい。																			

◎点検

- 点検基準の適合性を確認するものであり、整備(修理を含む。)までは含まれません。また、点検には点検料金※がかかります。

※ 点検料金は、特定製造事業者等が点検を能率的に行った場合における適正な原価を著しく超えないように定めることとされております。

◎設計標準使用期間

- ▶ 標準的な使用条件(2 表参照)の下で
使用した場合に、経年劣化により安全上支障なく使用することができるとして科学的に確認又は判断された期間として設定されたものです。標準的な使用条件等の設計標準使用期間の算定根拠は、製品に同梱されている取扱説明書等に記載されています。
- ▶ **無償の保証期間とは異なるものです。**
- ▶ 標準的な使用条件を超える使用頻度や使用環境と異なる場合など、経年劣化を特に進める事情が存する場合、この期間よりも**早期に安全上支障を生ずるおそれが多くなります。**

◎法定点検期間

特定製造事業者等が、所有者からの
要請を受けて点検を実施する期間です。
設計標準使用期間の終わりに1～3年
の範囲で設定されます(**2** 図参照)。

図 点検の結果の交付書面の例

法施行日(平成21年4月1日)前に製造・輸入された特定保守製品(既販品)の点検等の保守について

- ▶ 特定製造事業者等は、既製品を含め、特定保守製品の点検等の保守の体制を整備することとしております。
- ▶ 製品を長期に亘り使用している場合は、ご注意ください使用いただくとともに、安全上、点検することが望まれますので、特定製造事業者等にご連絡下さい。また、製品に異常があれば早急に使用を中止して下さい。
- ▶ 特定製造事業者等は、点検することが望ましい時期が到来した製品について、ホームページ等により情報提供することとしておりますので、ご参照下さい。

関連事業者

関連事業者の責務

特定保守製品の取引の仲介(不動産取引仲介事業者等)、修理・設置、ガス・電気・石油供給を行う事業者(関連事業者)は、製品の所有者に対して、点検等の保守や所有者情報の提供(登録・変更)等の必要性についての情報提供を行い、所有者の取組をサポートするための役割を担います。

【所有者情報の提供の責務】

行政処分を伴わない

長期使用製品安全点検制度の実効を確保するためには、点検通知を送付すべき特定保守製品の所有者情報が常に最新の状態で管理されていることが望まれます。特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に接する機会があることから、その機会を活用して、特定保守製品の所有者に対して、特定保守製品の保守に関する情報が円滑に提供されるよう努めなければならないとされています。

<対象者とその責務の内容>

特定保守製品の設置事業者

特定保守製品を設置する際に、所有者に対して、点検期間中に点検を行うことが必要であるとともに、特定製造事業者等に所有者情報の提供(登録・変更)をしているか、登録や変更がなされていないようであれば、その必要性を伝える(特に、引越に伴う移設やリフォーム工事の際)。

特定保守製品の修理事業者

特定保守製品を修理する際に、所有者に対して、点検期間中に点検を行うことが必要であるとともに、特定製造事業者等に所有者情報の提供(登録・変更)や変更をしているか、登録や変更がなされていないようであれば、その必要性を伝える。

不動産取引仲介事業者

売主から買主に対して渡される建物の設備表に、特定保守製品の有無に関する記載を設けて、設備表の脚注などに、特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報の提供(登録・変更)が必要であること、点検期間に点検を行うことが必要であること、特定製造事業者等への連絡先は製品に表示されていることを明記する等の方法により、売主から買主に特定保守製品の保守に関する情報が円滑に伝わるよう努める。

都市ガス、LPガス、石油及び電気の供給事業者

(保安点検・調査を保安機関に委託する場合の保安機関を含む。)

エネルギー供給に係る保安点検・調査の結果や料金通知等を需要家に対して通知するにあたり、書面をもって通知する場合や、あわせてチラシ等を配布する場合は、当該通知書面の裏面等や当該チラシ等に、特定保守製品が設置されている場合には特定製造事業者等へ所有者情報の提供(登録・変更)が必要であること、点検期間に点検を行うことが必要であること、特定製造事業者等への連絡先は製品に表示されていることを記載する。また、需要家と対面する機会に、需要家に対して、特定保守製品が設置されていることがわかる場合には当該記載内容の周知を行う。

経年劣化に関する情報の収集及び提供

経年劣化に関する情報の収集及び提供

行政処分を伴わない

◆事業者の責務

- ・ **特定保守製品等の製造・輸入事業者**は、国が公表した経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品・部材の選択の工夫、製品表示又はその改善等により、製品の経年劣化による危害発生防止に努めなければならない。
- ・ **特定保守製品等の製造・輸入・小売販売事業者**は、経年劣化による危害発生防止に資する情報を収集し、一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

長期使用製品安全表示制度における対象者とその義務と責務

長期使用製品安全表示制度（電気用品安全法の技術基準省令の改正）

【対象者】

電気用品のうち扇風機、電気冷房機(エアコン)、換気扇、電気洗濯機(洗濯乾燥機を除く。)、テレビジョン受信機(ブラウン管テレビに限る。)の5品目について製造又は輸入を行っている事業者

【義務】

「電気用品の技術上の基準を定める省令」に追加された技術基準の項目(下図の表示)の遵守。
→ 電気用品安全法といった製品ごとの個別法の技術基準省令によって対応

違反→命令→販売禁止→罰則・併科あり

<表示イメージ図>



【製造年】 20XX年
【設計上の標準使用期間】 △△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

設計上の標準使用期間

標準的な使用条件※(右表参照)の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定されたものです。標準的な使用条件等の設計標準使用期間の算出根拠を、製品に同梱する取扱説明書等に記載することが望まれます。

扇風機の標準使用条件の例

環境条件	電圧		単相 100 V 又は単相 200 V
	周波数		50 Hz 及び／又は 60 Hz
	温度		30 ℃
	湿度		65 %
	設置		標準設置
負荷条件			定格負荷（風速）
想定時間 など	扇風機（壁掛け 扇、天井旋回扇 を含む。）	運転時間	8 h／日
		運転回数	5 回／日
		運転日数	110 日／年
		スイッチ 操作回数	550 回／年
		首振運転 の割合	100 %

※設計上の標準使用期間の設定に当たっては、できる限り統一した考え方で設定されることが望まれることから、それぞれの標準的な使用条件について、JISが制定されました。

～ 以下の資料を、下記のURLから入手できます。 ～

URL http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html



http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html

長期使用製品安全点検・表示制度が始まります
(平成21年4月1日から) **詳しくはここをクリック!**

本制度に関する規程類

★本制度に関する条文等の規程類

改正消費生活用製品安全法

改正消費生活用製品安全法施行令

経済産業省関係特定保守製品に関する省令 等

本制度に関する資料

★本制度に関するパンフレット

長期使用製品安全点検・表示制度の創設
～製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止～

★本制度に関するガイドライン

【消安法ガイドライン】

→(i) 消費生活用製品安全法等に基づく長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説～ガイドライン～

【個人情報取扱いガイドライン】

→(ii) 消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン

【OEMガイドライン】

→(iii) 消費生活用製品安全法におけるOEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドライン

[長期使用製品安全点検・表示制度の問合せ先] 経済産業省又はお近くの経済産業局にお問合せ下さい。

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	http://www.meti.go.jp/	03-3501-4707(直)
北海道経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1	http://www.hkd.meti.go.jp/	011-709-1792(直)
東北経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	http://www.tohoku.meti.go.jp/	022-221-4918(直)
関東経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	http://www.kanto.meti.go.jp/	048-600-0409(直)
中部経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	http://www.chubu.meti.go.jp/	052-951-0576(直)
近畿経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	http://www.kansai.meti.go.jp/	06-6966-6098(直)
中国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	http://www.chugoku.meti.go.jp/	082-224-5671(直)
四国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	http://www.shikoku.meti.go.jp/	087-811-8526(直)
九州経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	http://www.kyushu.meti.go.jp/	092-482-5523(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館9階	http://ogb.go.jp/move/	098-866-1731(直)